

第147回鳥取県都市計画審議会
議 事 録

(平成28年7月13日)

鳥取県都市計画審議会

1. 出席者（9名）

遠藤宏子、尾崎直美、片木克男、門脇京子、讃岐英夫、谷本圭志
辻富美子、徳嶋靖子、濱田香、

2. 欠席者（7名）

金山耕平、坂本昭文、猿沢美鈴、島林昌子、張漢賢、福田俊史、光井哲治

3. 説明のため出席した者

県土整備部 丸毛次長、技術企画課 福政課長、井上室長

4. 傍聴者

なし

5. 事務局

技術企画課 川原係長、和田土木技師、寺岡土木技師

6. 開催日及び場所

日 時：平成28年7月13日（水） 午後2時00分から午後3時30分まで
場 所：とりぎん文化会館第3会議室（鳥取市尚徳町101-5）

7. 会議次第

（1）開会

（2）議事

- 議案1 羽合都市計画道路1・3・1号羽合泊線の変更
- 議案2 米子境港都市計画区域の変更（予備審議）
- 議案3 淀江都市計画区域の変更（予備審議）
- 議案4 米子境港都市計画区域区分の変更（予備審議）
- 議案5 鳥取都市計画区域マスタープランの変更（予備審議）
- 議案6 福部都市計画区域マスタープランの変更（予備審議）
- 議案7 八頭中央都市計画区域マスタープランの変更（予備審議）
- 議案8 気高都市計画区域マスタープランの変更（予備審議）
- 議案9 鹿野都市計画区域マスタープランの変更（予備審議）
- 議案10 青谷都市計画区域マスタープランの変更（予備審議）

（3）閉会

8. 会議議事

14:00開会

(川原係長) それでは、ただいまから第147回鳥取県都市計画審議会を開催いたします。委員の皆様にはお忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。本日も出席いただいております委員の皆様の出席数は現時点で8名ということで、全委員16名の過半数以上の出席となっております。当審議会が成立していることをご報告いたします。なお、御出席の8名の方以外に、徳嶋委員が若干遅れられるということでご連絡いただいております。なお、会議の進行上、出席委員のご紹介は省略させていただきます。お手元に委員名簿と配席表をお配りしておりますので参考にいただければと存じます。

それでは審議に先立ちまして、鳥取県県土整備部次長の丸毛がご挨拶を申し上げます。

(丸毛次長) この4月から県土整備部次長に着任しました丸毛と申します。よろしくお願いたします。

本日はご多忙の中、本年度第1回の都市計画審議会になりますが、ご出席いただきありがとうございます。また、委員の皆様には日ごろから県土整備の推進、とりわけこの都市計画につきましてご指導、ご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。おかげをもちまして、区域マスタープランの見直しを進めさせていただき感謝いたします。

ご案内のように鳥取県におきましても、人口減少並びに少子高齢化が進展してまいります。また、限られた予算の中で合理的・効果的なインフラ整備も求められております。そのような中で、ある1点に過度に集中したり、逆に分散してしまっは、地域の生産性の向上や活性化がなかなかうまくいかないと思います。

そういった意味でコンパクトに、またそれをうまくネットワークでつなぐ、いわゆるコンパクトプラスネットワークがまちづくりにも必要であろうと考えております。それは、地域が進める地方創生を支えるものだとも考えております。

今後とも県と市町村一緒になって地方創生のためのまちづくりを進めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくご指導をお願いいたしましてごあいさつとさせていただきます。本日はよろしくご審議のほどお願いいたします。

(川原係長) それでは、会議資料の確認をさせていただきます。委員の皆様には本日お配りしました資料としまして、次第、委員名簿、配席表、議案概要、傍聴要領がございす。また、あらかじめ事前に送付させていただきました資料としまして、資料1、羽合都市計画道路の変更について、資料2、米子境港都市計画区域、淀江都市計画区域、米子境港都市計画区域の区域区分の変更について、資料3、鳥取、福部、八頭中央、気高、鹿野、青谷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しについて、資料3（別添1）は1～6まで素案というものがございす。資料3（別添2）都市計画マスタープランに係る住民意見の聴取、資料3（別添3）都市計画の

目標に対応した土地利用の方針、もう1つ、本日お配りしました資料に、資料3（別添4）資料集というものがございます。

資料の不足や印刷が不明瞭なものはございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、本日はマイクがお手元にあると思います。ボタンがありますので、ご発言の際には1度押ししていただきますとマイクがオンになり、もう1度押ししていただくとオフになりますので、ご発言の際は操作をお願いいたします。それでは会議を進めさせていただきます。

議長の谷本会長、進行のほどよろしくをお願いいたします。

（谷本会長） はい、皆さんこんにちは。

（一 同） こんにちは。

（谷本会長） お忙し中ありがとうございます。今日はいつもと違って、何ていいますか、仰々しいって言うんですかね、表現が難しいですけど、ちょっとした緊張感というか、いろんなオフィシャルだと国際会議なんかもこういう場でやるんでしょうけども、そういう場での会議になっています。

マイクのご説明ありましたけども、終わったあと切るっていうのを多分忘れがちなので、その点だけご注意くださいやっていただければと思います。

では、時間も限られておりますので早速ですけど始めたいと思います。

今回の審議会は事前に開催通知にてお知らせしております、議案第1号～10号、盛りだくさんですけども、いくつか分割して大きく分けて3つの案件かと思います。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

では、恒例ですけども、審議に先立ちまして本日の議事録の署名委員をご指名させていただきますと思います。讃岐委員さんと尾崎委員さんお願いできますでしょうか。

（署名委員） はい。

（谷本会長） よろしくお願ひします。はい、では早速ですけども、議案第1号から始めたいと思います。議案第1号の説明を事務局からお願ひいたします。

（井上室長） はい。失礼いたします。私、都市計画室長の井上と申します。六條の後任といたしまして今年4月から着任いたしました。よろしくお願ひいたします。

失礼ですけど、座りまして議案のご説明させていただきます。

議案の1でございます。羽合都市計画道路の変更についてご説明させていただきます。正面のスクリーンを使ってご説明させていただきます。正面のスクリーンと同じ内容の資料をお手元にお配りしておりますのでこちらもおあわせてご覧ください。

資料の1になります。

1・3・1号羽合泊線の変更となります。資料の右肩に小さい字ですけども、ページを振っております。こちらの2ページ目をご覧くださいませでしょうか。資料1の2ページ目でございます。下のページになります。

羽合泊線の位置を高規格幹線道路網図に赤で記載しております。この部分にな

ります。山陰道のうち青谷羽合道路、さらにそのうち天神川から泊東郷インターチェンジまでの間、この間が羽合泊線となります。

3ページをご覧くださいませでしょうか。議案の概要でございます。

この路線の名称、位置、延長、規格、代表幅員、これを記載しておりますけども、こちらは平成元年にすでに決定されたもので、資料に記載のとおりで今回は変更はございません。一番下に車線数、4車線というのがございます。これは、今回新たに決定する内容になります。

続きまして、資料の4ページをご覧くださいませでしょうか。こちらは平成元年に都市計画決定いたしまして、平成15年には供用開始、開通をいたしております。

その供用開始するまでの間、設計変更、詳細測量等に基づきます設計変更によって都市計画道路の区域の変更があったということで、変更を行うものです。

後ほど詳細にご説明いたしますけれども、主な変更の内容は2点ございます。

詳細な測量設計調査の決定による構造物の変更、有料道路から無料道路への整備手法、道路を整備する手法の変更に伴いまして、道の駅の機能が変わったというところで、この点の変更でございます。詳細はまた後ほどご説明させていただきます。

こちらにつきまして、一つ、委員の皆様にお断りさせていただきたいことがございまして、本来、こういう都市計画決定された道路につきましては、供用開始をする前にこのような細かな変更につきましても、都市計画決定の変更ということ、議を経まして供用開始するというのが一般的な段取りになるんですけども、今回は後になってしまったということで、その点はお断りさせていただきたいと思いません。

まず、4車線として新たに決定すると言いましたけれども、これは平成10年度、平成元年に都市計画決定後に都市計画法が改正されまして都市計画に車線数を定めるということが決まりました。元年決定時点では、この決まりはなかったんですけども、今回変更時点でこの基準に基づきまして、車線数を定めるということで4車線とさせていただくということでございます。

続きまして、5ページ目をご覧くださいませでしょうか。これが当該路線の航空写真になります。位置としましては、皆さん大体ご承知かと思えますけども、東郷湖の北側、海と間の丘陵地帯を中心に通っている路線でございます。

6ページ目をご覧くださいませでしょうか。本路線の整備の概要です。

この路線の計画としましては4車線で計画しております。ただ、早期の効果発現ということで2車線の暫定供用という形で、2車線で供用されておられます。

ただ、道の駅羽合の周辺につきましては4車線の完成型で整備して追い越し車線として活用されている状況でございます。

7ページをご覧くださいませでしょうか。こちらの規格等も平成元年に決定したものと変わりはございません。幅員23.5m等々ございますけれども、こちらも今回は変更ございません。最後に4車線ということ、今回定めるというところでござ

います。

8ページ目をご覧くださいませでしょうか。こちらに今回変更する区域の概要箇所と理由を一覧表で書いておりますけれども、後ほど個別の箇所をご説明させていただきますと思います。

次のページからが詳細です。9ページ目でございます。こちらの変更の理由としまして、詳細測量の結果、取り付け道路等の形状の変更が生じたものということで、都市計画決定する際は通常航空写真に基づきます測量図で計画をする場合が多くて、実施する場合は現地で測量するということがございます。多少その時点で地形の高低差等の差異がございます。それで、実施するとそこら辺の差の影響が出てまいりまして、例えば赤の区間、この部分を追加して区域にする必要があった、黄色の部分が最終的にやらなかったとか、そういうふうな変更がございます。

次のページ、10ページをご覧くださいませでしょうか。こちらはもともと橋の長さが316m、これだけの計画をしておりました。これも予備設計ということで現地の地形なり、これまでのこういう地形ではこういう構造の橋梁で設置するのが妥当だということで都市計画決定したけれども、実際、現地測量なりボーリング調査をしてみますと、思ったよりこちらあたり地盤がよかったということで、橋で飛ばさずにこの赤い部分を盛土して、それで、ここから橋を始めて短くして経済的にしたと、そういう変更しております。それでその結果、この盛土になった部分、こちらを追加するという変更でございます。

11ページをご覧くださいませでしょうか。これは泊・東郷インターチェンジです。こちらの赤い部分は先ほどと同じように詳細な測量に基づく区域の変更でございます。

続きまして、12ページをご覧くださいませでしょうか。こちらは、道の駅のはわいの場所になります。こちらは、もともとこの路線が有料道路ということで計画しております。有料道路のサービスエリアという位置付けで都市計画決定しておりました。これは平成元年当初です。

ただ、整備の途中で、平成13年度にこれを無料の道路として整備するという計画に変わりました。それで無料道路の場合そのサービスエリアというのは造りません。代わりに道の駅として整備いたしましたけれども、この施設の位置付けとしましてサービスエリアは修理所、給油所ということで道路と一体不可分な施設ということで都市計画決定するようにしておりますけれども、道の駅というのは道路に関連した情報発信はするんですけれども、そこまで不可分なものではないということで、県内では例えば河原の道の駅とか、ああいうものは都市計画区域の決定外としておりますので、今回こちらをこの黄色い部分、羽合の道の駅の部分を区域から除外する計画とさせていただきます。以上が変更の概要になります。

それで13ページでございます。地元説明等、これは先ほど申しあげましたように、既に用地買収等を終って供用開始しておりますので、関係者のご了解はいただ

いた形の計画となっております。

さらに、この都市計画の変更に係ります案の縦覧を、今年の3月15日～29日までの15日間実施いたしましたけれども、閲覧者いらっしゃいませんし、意見を出された方もいらっしゃいませんでした。

14ページでございます。今後のスケジュールでございます。本審議会で可決決定いただきましたら、国土交通大臣の協議等を経て、9月には都市計画決定告示を行いたいと考えております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(谷本会長) はい、ありがとうございます。ということで工事を進めるにあたって、いろいろ当初計画していたものとの違いが出てきて、その変更をこの場で議論をしていくというプロセスがあるんですけども、これは最後の最後のプロセスですかね。うっかりということでご説明のとおり、現在供用していて皆さんも通っていると思いますが。

ということで、一応最後とはいえ、手続きは手続きで閉じなくてははいけませんので、先ほどのように縦覧していただいて、今日この場で諮っていきたいということです。ご質問ご意見と言ってもお困りでしょうけども、もしありましたら。なぜ、このようなことになったのかということぐらいかなと思うんですけど、多分うっかりミスですかね。

(井上室長) うっかりといいますか、確かに手続きが漏れていたという形になると思います。多少これは言いわけじみた話になりますけれども、都市計画決定権者の県と、整備された国交省さんとで組織が違うものですから、そこら辺の連絡の関係が充分でなかったのではないかなあというふうに思っております。

今後はこういうことがないようにということで、お互いこれにつきましてはしっかりやっぺいこうという話をさせていただいておりますので、ご承知いただけましたらと思います。

(谷本会長) 今回、たまたま軽微で、縦覧でも何もないんですけども、ひよっとすればひよっとするということもあり得ますので、ぜひ気をつけていただきたいと思いますけれども。

(井上室長) 承知いたしました。

(谷本会長) よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、先に進めさせていただきたいと思っております。続いて議案第2号から第4号まで、まとめて事務局から説明をお願いいたします。

(井上室長) 続いての議案、ご説明をさせていただきます。

会長のご説明のとおり2、3、4、3つが1つの事案に関連しておりますので、一括してご説明いたします。

資料の2をご覧くださいませでしょうか。議案の2、米子境港都市計画区域、議案の3、淀江都市計画区域、議案の4、米子境港都市計画区域・区域区分、それぞれの変更についてでございます。

場所はいずれも米子市の二本木を中心とした場所になります。資料の2ページをご覧ください。今回の案件でございます。都市計画区域の変更及び都市計画区域区分の変更にあたっての予備審議ということでございますので、こちらは第128回、過去の審議会での承認事項といたしまして、本審議をする前に予備審議をしていただくという形にしておりますので、本日は予備審議という形でもよろしくお願いいたします。

3ページをご覧くださいませでしょうか、議案の概要としまして、まず表のこちらの上の方ですね、都市計画の区域の変更といたしまして、簡単に言いますと、ちょっと見難いんですけども、こちらが淀江の都市計画区域、こっちが米子境港の計画区域で、くっついた都市計画区域になります。

こちらの淀江の都市計画区域の一部を米子の区域に入れ込んでしまうという変更でございます。ですから、淀江の区域が減って、米子が増える、5.8ha増えるという計画でございます。

さらに、この米子の方に行った区域と米子の既存の区域合わせて11ha、こちらを市街化区域に変えていこうということでございます。

それで、一連の手続きで議案が3つあるという形になります。

続きまして、4ページ、5ページです。こちらはすでに何度か審議会でご説明しておると思っておりますけれども、都市計画区域と区域区分に関する基礎情報を記載しております。内容を簡単に申し上げますと、都市計画区域は無秩序な開発を抑制して計画的なまちづくりをするために指定するというので、この区域内で区域区分を行った場合、市街化区域、開発を主にしていく区域、調整区域、保全していく区域、こういう区分をしていくというのが基本的な内容となっております。

6ページをご覧くださいませでしょうか。都市計画区域の指定状況です。先ほどざっとエリアを表示いたしましたけれども、米子境港都市計画区域は米子市、境港市、日吉津村、米子市は旧米子市のエリアですね、こちらを包括した区域が米子境港都市計画区域となっております。

淀江都市計画区域は、今は米子市ですけども、市町村合併前の淀江町の区域が淀江の都市計画区域、全部ではないですけども、それが淀江の都市計画区域となっております。

7ページをご覧くださいませでしょうか。先ほど、市街化区域に編入するというお話をしました。関連しました資料でして、こちらは米子境港都市計画区域、区域区分があるということで、市街化区域がピンクのべた塗りしたところが平成46年当初、市街化区域として指定されたものです。それで、そのあと現時点ですけど、27年度現在ではこの赤い枠の範囲、こちらが今の市街化区域になります。

ということは、途中の経過でこの青ハッチ部分、これが市街化区域として拡大されて来たというところでございます。

それで、今回の案件の場所はこの赤点線で囲っておりますけども、この横に隣接

したところには流通業務団地がございます。こちらも拡大されてきた市街化区域という形になります。

8ページをご覧くださいませでしょうか。変更箇所の概要でございます。まず、位置関係からご説明しますと、こちらの下の方に山陰道、そして、ここに米子ジャンクションがございます。ここから境港の方に向って国道431号が北に向かっております。途中、『お菓子の寿城』がございます。その道を挟んだ反対側、西側のあたりが当該箇所になります。

それで、この白点線拡大したのがそのエリアなんですけれども、このほぼ四角のこの区域、工場がすでに立地しているんですけれども、この区域が今回の対象の区域となっております。

9ページをご覧くださいませでしょうか。ここの土地の経緯をご説明差し上げたいと思います。今は、市街化調整区域ですけれども、工場が立地しておりまして、それを最終的には市街化区域にしていこうというところでございます。

そもそも昭和47年、松下電器さん、今のパナソニックさんですけれども、こちらが開発許可によって小型モーターの製造工場を作っておられます。その後、ずっと作っておられます途中でパナソニックさんに名前が変って、ミネベアモータ株式会社と事業統合を16年度にして、今はミネベアモータの工場という形になっています。

さらに、その土地の一部をニッポン高度紙さんの用地として売却されました。平成22年8月。ですから、先ほど四角の区域の中にミネベアモータさんの工場とニッポン高度紙さん、これはコンデンサーの部品と申しますか、中に挟む紙を作られる工場ですけれども、これらが今、稼働をしておるというところでございます。

22年度当時からパナソニックさんからこの土地を市街化区域に編入してほしい、ニッポン高度紙さんの方も市街化区域で工業地域にすることが望ましいというご意見をいただいております。

これは簡単に言いますと、すでに工場ですけど、一例を上げますと、市街化区域の工場、工場地域でしたら工場をつつく場合に、通常の建築確認でいいんですけれども、例えば建築許可が必要、そもそもなぜここに造るのかみたいな話から始まってしまうということになりますので、こういう実態を踏まえて適切な都市計画区域の配置をして行く必要があるということで今回の変更をしております。

10ページをご覧くださいませでしょうか。

こちらは、さらに詳細な図面でございます。航空写真で、先ほど申し上げましたここが、今の状況がこちらです。これが工業用地でミネベアさん、ニッポン高度紙さんが半分半分ほど使っていて、その1つの区画をこういう変な形で、赤い線の形で都市計画区域がまたがっている。さらに、こちらは淀江で区域区分のない市街化区域、市街化調整区域のない都市計画区域、こちらは都市計画区域で線引きはあるんですけれども、市街化調整区域、本来は開発を抑制する区域というような、

こういう変な形で残っているというところです。

今回、変更いたしますのはこちらです。もともと点線部分の境界をこちらの外側にまわすと。区画の外側にまわすと。この分、もともと淀江の都市計画区域だったものを米子境港の方に入れ込んでしまうというのが1つ、これがそれぞれの区域の変更になります。それで、さらに3つ目の議案のその米子境港都市計画区域の区域区分の変更、今、調整区域になっている部分と新たな部分を含めて、隣のここは流通団地なんですけれども、こっちと同じように市街化区域、今の実態に応じた形の市街化区域に編入させていただこうというのが今回の議案の詳細でございます。

11ページをご覧ください。これは参考でございます。

県が都市計画決定を行いますのは、都市計画区域のうち、どこを市街化区域、どこを市街化調整区域にするというところまでなので、そこは県が行います。

その後、その市街化区域をどの用途に使うか、住宅にするか、工場にするか、商業地にするかというのは市の方で行なわれます。それで、市の方に調整といいますか、確認させていただいておりますところでは、今の用途より工業地域に指定する予定と、この県の手続きが整いましたら決定する予定ということでございます。

12ページをご覧ください。関係機関との協議状況でございます。この土地はそもそもずっと工場で使われておりまして、地権者がお二方ということでこちらの事業者にご説明しまして、内容につきましてご異論は当然ございませんでした。要望等いただいていることで。

あと、この土地自体は、道路、鉄道に囲まれた地域で、周辺に住宅地等がないということで、基本的にはこちらの方々のご了解が得られれば区域の変更は可能であろうということでございます。

あと、今後の予定でございます。今後は法に基づきまして、国土交通大臣等との協議を経まして案の縦覧等を行っていくというふうに考えております。

13ページ、こちらと同じようなスケジュールになりますけれども、本日の予備審議をいただきまして、その意見を踏まえまして、8月に都市計画案の公告縦覧を行い、9月に都市計画審議会本審議を今時点の予定では開催させていただいた後に、これも国土交通大臣との協議を経て、10月には都市計画決定告示を行いたいと考えております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(谷本会長) ありがとうございます。

ということで7ページまでは前段と背景の話で、直接案件に係るご説明は8ページ以降ということですね。

ご覧のとおりかなりいびつなところに線が入っていて、過去からの時間が随分経過して、その間に市町村合併があったりとか、かなりいびつになっていて、一般的に工場ですからいろいろ建て替えたりもしなければいけないので、市街化区域に入っていなければいけないところがまだ入ってなかったという話で、このたびのご提案の内容があるということだと思います。

ちなみに自治体、米子市に関してはどういう態度と言ったらおかしいですけども、ぜひ進めてほしいということ、いわばそのまちづくりという観点で、米子市さんが多分最後の最後はちゃんと責任を持ってということだと思っただけですけども、どうですかね。

(井上室長) はい。こちらは、9ページのところに、経緯でございます。

22年の9月でございますね、表の下側の方になります。22年の9月にパナソニックから米子市の方に要望されておられるというようなことで、それを受けて、こちらに記載がございませんけれども、県の方にそれに向けての打診が米子市からございました。そういう方向で調整してもらえないかというような話でございます。それに沿った形で手続きを行っております。

(谷本会長) ということで工場の方はもちろんこれに変更してほしいということですけども、自治体の方からもこういう変更をということですかね。

では、委員の皆さんからご質問、ご意見がありましたらよろしくお願ひしたいと思ひます、いかがでしょうか。よろしいでしょうかね。

まあ、いびつなところに線が入っているのが、もう全てのような気がするんですけど。例えば、今回変更したときの周りへの影響というのは、先ほど周りは住宅ではなくて鉄道とかということですので、その辺の副作用みたいなものはないと思っただけです。

(井上室長) 資料の8ページの方に記載しておりますけれども、再度になりますけれども、道路と鉄道に囲まれた比較的隔絶されたエリアという中で、周辺も市街化調整区域の耕地ということで、その周辺に対して何か有毒物を出すとかそういう施設でもございませんので、影響としてはないと考えております。

(谷本会長) ありがとうございます。よろしいでしょうかね。

(一 同) はい。

(谷本会長) では、特に意見がないようですので、予備審議ですけども本審議でも多分そんなに意見が出ない案件かと思ひますけども、一応手続きですので最後まで審議を見守って本審議、次回させていただければと思ひます。ありがとうございます。

(井上室長) よろしくお願ひいたします。

(谷本会長) では、最後ですけども、今日のある意味メインというか、前回からの続きということで、議案5号から10号ですね。

前回は、線引きは残すという形でいいだろうと、皆さんからいろんなご意見いただきましたけども、そこまでお話をしたと思ひますけども、そのときの意見の反映並びに、そのときに全体の議論ができませんでしたので、付加的に議論しなければいけない場所がありましたので、その辺も含めて、今日事務局からご披露いただきたいと思ひます。では、5～10までまとめて説明お願ひできますでしょうか。

(井上室長) 承知いたしました。

続きまして5～10までの議案でございます。これも都市計画地域マスタープラ

ンの変更に関するということで、一括してご説明をさせていただきます。

資料3をご覧くださいませでしょうか。本議案につきましては、会長の方からもご説明ありましたように、3月23日に第1回の予備審議をしていただいております。本審議は第2回目の予備審議になります。

2ページ目でございます。こちらが今回の議案内容です。まず、最初に第1回目の予備審議での指摘事項につきまして整理なりしましたものをご説明させていただきたいと思っております。さらに、今回新たに、続いて決めなければならない項目なんですけれども、土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針というのを新たに説明させていただきますまして、こちらをあわせてご審議いただけたらというふうに考えております。

3ページ目をご覧くださいませでしょうか。おさらいになりますけれども、都市計画の基礎調査や住民アンケートに基づきます各種調査結果、こちらを最初にご説明させていただいたと思っております。人口の動向とか、商業の状況とか。その上で、マスタープランのうち、こちら下の方がマスタープランの全体の構成になりますけれども、このうちこの青で囲った部分でございます。1の都市計画の目標、2の区域区分の方針についてご説明いたしまして、こちらについてご審議いただいた、それでさらにご指摘をいただいたということで、こちらのご指摘事項についてご説明します。

それで、さらに今回は次のこの主要な都市計画の決定方針の土地利用に関する主要な都市計画の決定の方向という、この部分の内容をご説明いたしまして、あわせて全体につきまして予備審議をいただきたいというふうに考えております。

なお、最初、資料の説明の際にしましたけれども、マスタープランの素案、この赤で囲った部分までの鳥取等各地区のものにつきましては、資料の3の別添1の1～1の6までを本文も付けておりますので、状況に応じて内容をご覧くださいながら説明を聞いていただけたらと思っております。

4ページをご覧ください。今回のマスタープラン見直しの概要ということで、改めてになりますけれども、ポイントをまとめてみました。背景とポイントです。

まず、背景でございますけれども、現在のマスタープランが作成された当時から人口減少、少子高齢化という問題はございました。これが、さらに、今、進展しているという状況です。それで、これに対する対応として近年コンパクトプラスネットワークという考え方が重視されてきていました。本当に最近出てきた言葉なんですけれども、これを受けまして、市では市の都市計画マスタープランの変更及び立地適正化計画の策定というのを進めております。

それで、そこら辺の情報も踏まえまして、県としましてもこの県の区域マスタープランの見直しをしようというところでございます。

見直し案では、コンパクトプラスネットワークのより一層の推進ということで、従来からコンパクトな都市づくりというものでございました。当然ネットワークと

いう概念もあったんですけども、よりコンパクトプラスネットワークと一体化した施策という取り組みがクローズアップされてきております。

それで、具体的にどういうことかといいますと、単純に言えば都市機能の集積をするだけではなくて、都市機能及び居住の適切な誘導、適切な形で誘導していこうというのが1つ。あと、そういう拠点ですね、機能が集まる拠点、居住の拠点、拠点間の交通を強化していこうというのがこのコンパクトプラスネットワークという考え方になります。右の方に、こちらに概念図があります。全体で鳥取市として見ていただきますと、右側のそれぞれ黄色いのが各都市計画区域のイメージです。それで、こちらの右側は鳥取都市計画区域になりまして、中にこの赤い市街化区域がございます。それで鳥取都市計画区域では中心拠点、各種中心拠点なり、学術、工業の拠点、地域の生活拠点等を設定して誘導して行って、さらに周辺集落とも交通のネットワークで結んでいこうと、一帯として機能していこうという考え方でございます。

それで、ほかの地区の都市計画区域につきましても、市街化区域はございませんけれども、地域の生活の拠点等を設定いたしまして、こちらにそういう誘導をしていく、さらに域内のネットワーク、その青いのがその都市計画区域間なり広域的なネットワークなんですけれども、こういうものもしっかり結んで行って、誘導して機能を分担しながら全体として繋いで、住みやすく、発展していくまちづくりをしていこうというのがこのコンパクトプラスネットワークという考え方でございます。

次は6ページですね。こういう考え方を踏まえまして、前回、第1回予備審議の指摘事項につきましてご説明させていただきたいと思っております。

大きくまとめますと3点あったように思います。

まず、指摘事項の1としまして、住民及び関係機関との調整に関すること。具体的には、どのように調整されてきたのか、臨場感が伝わらない、具体的なものを見たいというふうなお話がありました。

続いて、指摘事項の2としまして、都市計画区域の再編関連、再編というのは統合ということなんですけれども、もともと合併前の各市町村にあった区域が合併によって、1つの市の中に都市計画区域が6つあるような状態になっております。これが妥当かどうかということでございます。1つになったんだったら、1つの都市計画区域とならないかという考え方もございます。一方で、それぞれのまちの経緯がありますので、1つにはできないのではないかとというふうなご意見、ご指摘もございました。

指摘事項3でございます。都市の広域的な位置付けに関することでございます。ご指摘は、広域的視点での整理が不足している、ポテンシャル・土地の潜在能力なり強みが読み取れない、鳥取市が目指すべき全体像が見えない、このようなご指摘もございました。

こちらにつきまして、次に順番に整理した事項を説明させていただきたいと思っております。次のページをお願いします。7ページになります。

まず、住民の皆様との意見交換会等の状況でございます。県が策定する区域マスの見直しフローということで、こういう手順を迫っているというのを書いておりますけれども、地元の皆さん等との意見交換の機会というのはこの赤で表示したところでございます。

現在は、この予備審でございますので、すでに4項目ほどございます。具体的には、地域住民との意見交換会を徳尾、吉岡、倉田の3地区で行っております。あと、地域の代表との意見交換会は合併前の各市町村に八つの地域審議会というのを置かれています。最大20名で各分野の方を集めていただいて、そもそもは新市になって置き去りにされないかということもあったんだと思いますが、各地区の開発計画等のまちづくりの計画等について意見を聴く場ということで作られたものです。ここでも意見交換させていただいております。

さらに、地域住民へのアンケート調査、これは3,500人を対象として行っております。

また、市の方でマスタープランの策定を進めておられるというふうにご説明しましたけれども、こちらの委員会に参画いたしました、県の方から参画いたしまして、こちらの方でまとめられた住民の情報等もいただいた形としております。

今後としましては、公聴会の開催、パブコメ、公告・縦覧等々の機会ですさらに住民の皆様の見解を聞く機会を設けて行きたいというふうにご考えております。

次のページ、8ページをご覧ください。これまで意見交換会でいただいた意見の主なものをまとめさせていただいております。まず、上の点囲いの各地域に共通の意見としまして、先回の予備審議でもご意見がございましたけれども、地域資源を活かしたまちづくりが重要であると、こういう意見をいただいております。

あと、市街地に関する意見、鳥取都市計画区域は区域区分があるところですがけれども、区域区分による土地利用規制について特段の支障がないけれどもある程度やっばり柔軟性が必要であるというもの、がちっと、それでそれ以上は駄目というのは駄目じゃないかというのをいただいております。

具体的な意見は下の方にちょっと簡単に書かせていただいております。更なる周辺地域に関する意見、こちらは旧郡部になると思っております。少子高齢化が進む中からネットワーク強化によって市街地と中山間地の連携が必要であるというご意見。一体となったまちづくりですね。

同じような意見で、道路の整備によって利便性の向上、各拠点等がちゃんと機能するような形にすべきだということだと思っております。さらに荒地、耕作放棄地の有効活用、このようなご意見がございました。

それで具体的なものをというお話が先回の審議会でもございまして、資料としまして、資料3の別添2というのをお配りしております。1枚ものです、表裏コピーさ

れた。資料3（別添2）というのが肩に。ございますか。

こちらに、さらに詳細なご意見をまとめさせていただいておりますので、こちらでもご参考にしていただけたらと思います。これをまとめたものが、先ほどのパワーポイントの項目でございます。その他、多様な意見もございますけれども、主なものでございます。

続きまして、指摘事項の2に移らせていただきます。都市計画区域の再編についてでございます。資料の9ページになります。すいません、元に戻りまして資料3の9ページになります。

まず、区域区分、市街化区域、市街化調整区域がある鳥取都市計画区域、それとその他の区域でのそれぞれの考え方を整理させていただきました。

まず、鳥取都市計画区域ですけれども、中心市街地の空洞化の進行なりスプロール化等なりする中で都市の拡散防止の観点から区域区分による土地利用規制が必要であるという整理をさせていただいております。これは住民の方や市の意見もほぼそのようなご意見だったというふうに思います。

一方、その他、鳥取都市計画区域以外の都市計画区域では、区域区分による土地利用規制の必要性は低い、これはスプロール化、スプロール化といいますのは、中心市街地からじわじわと市街地が広がって行く、開発が広がって行くというのをスプロール化といいますけれども、そういうようなことが鳥取都市計画区域では懸念されるんですけれども、その他の区域ではあまり懸念されないと。逆にそこまで縛る必要がないんじゃないかというのが、この2つの区域の違いでございます。

そのような中で、この白抜きの部分でございます。これを1つにするとした場合、この市街化区域、市街化調整区域を分けた都市計画区域にするか、もしくは分けない都市計画区域にするか、どちらかを選択しないといけないという形になります。

ということは、その地域の事情に合った対応ができない、どちらかに偏ってしまうという形になります。さらに、これまでの合併前からの各市町村の歴史や文化を活かした発展、こういうのを踏まえまして地域ごとの独自性を活かしたまちづくりを進めることも大切であろうということがございます。

このため、この黄色い部分でございます。都市計画区域の再編統合は行わずに引続き現在の都市計画区域を維持することとさせていただきたいと考えております。

下に注を書いておりますけれども、但し書きとしまして、今後の状況、市町や住民の皆さんの意向を尊重しながら、必要に応じて、再編の方向性は引続き検討をさせていただくという形にさせていただきたいと思っております。

続きまして、次の指摘事項になります。10ページでございます。都市の広域的な位置付けについてでございます。

圏域を越えた広域的な視点で見ました鳥取市は、高速道路や空港、港、全て有しております。当然、鉄道もございます。陸、海、空の交通の結節点となっております。商業施設、高度医療施設、中央病院等、さらに教育機関が集中して人口も集積

しております。山陰地方の中核都市という位置付けもございます。

また、山陰有数の産業の集積地、工業団地が多数ございまして、どんどん企業進出が進んで行っております。そういう広域的な位置付けがございます。

さらには、山陰海岸ジオパーク等貴重な自然文化の観光地、こういう位置付けがございます。

これらの都市のポテンシャルを活かしまして、さまざまな分野で広域的な、但馬なり鳥取市、県も含めた全体の主要な役割を担っているエリアであるというふうに認識しております。

次のページ11ページをご覧くださいませでしょうか。

これは陸、海、空の交通拠点の具体的なところでございます。高速道路網図を見ていただけますと、ここ鳥取市を中心としまして、南向きには鳥取自動車道、すでに供用開始しております。西向きには山陰道、鳥取西道路の整備がどんどん進んでおります。それで東向きには山陰近畿自動車道、駟馳山バイパス、岩美道路等どんどん整備が進んでおります。

こういうものが結節している重要な位置であるというところでございます。

12ページをご覧ください。こちらは山陰地方の中核都市ということで、こちらは鳥取市への移住の状況をまとめさせていただいております。平成26年どんどん右肩上がりに増え、26年度には399人移住していただいております。背景としましては、災害に対する安全性、安心思考ですね、県の支援、企業の求人の増加等々あったということがございますけれども、20代30代が多い、こういう若い世代が来ているという、非常に少子高齢の時代にとってはありがたい移住者の皆さんであると。そういう中核都市に鳥取市がなっているというところでございます。

13ページをご覧くださいませでしょうか。これは、これも先の審議会でお話がありました但馬地域の繋がり等が顕著に見えてくるところでございます。山陰地方の中核都市としまして鳥取市に就業者、働く方がどういうふうに入出しているかというところをまとめたものでございます。この表の上の鳥取市の欄の流出6,132人とございますのは、これは鳥取市から他の地域に6,132人が仕事に出ている、鳥取市に住んでいる方が仕事に出ているという数字でございます。

ずっと右の方に行きますと流入者、就業者数1万1,308人ということで差引5,000人以上、多くの方が鳥取市以外に住んでおられる方が鳥取市に仕事に来ておられると、就業の場として広域的に重要な役割を担っているというのがわかるところでございます。

さらに、この下右の中程にあります他県との就業者の入出りがございます。流入のところをご覧くださいませますと、全体で803人あるうち兵庫県が438人、もう半分以上が兵庫県。それで、さらにそのうち、新温泉町、これ但馬地域になりますけれども、こちらから363人、これは全体803人のうちの45%ぐらいになりますけれども、そういう方がいらして、非常につなりの強い、但馬地域とのつながり

りの強いエリア、鳥取市であるということがわかる資料でございます。

14ページ次をご覧くださいませでしょうか。こちらはご覧いただきましたらわかるとおりでと思います。鳥取市内八頭町も含めまして各地区のポテンシャル、潜在能力ですね、資源、施設等を書かせていただいております。都市の特徴等を書かせていただいております。これらを活かして、再度になりますけども、各地区がこういうポテンシャルを活かして役割分担しながら、連携していきながら地域一体として発展していくと、こういうふうな方向に向けてのマスタープランを策定していきたいというふうに考えております。

続きまして15ページになります。こちらは、前回予備審議ですすでにご説明した内容です。このような広域的な位置付け等を含めた観点を踏まえまして、それぞれの地区の位置付けをさせていただいているところです。

はい、続きまして16ページをご覧くださいませでしょうか。こちらは、これも第1回予備審議でご説明した内容です。表形式でわかりやすくまとめ直させていただいたという形です。

都市づくりの課題、広域的な位置付け、都市計画の目標、区分する・しないということ鳥取都市計画区域とその他の区域とで分けて整理させていただきましたものですので、こちらをご確認いただければと思います。

以上が第1回予備審議でご指摘いただきました事項につきまして整理し直したといたしますか、背景をしっかりとめさせていただいたところでございます。引き続きになりますけれども、新たな審議項目になります。

土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針でございます。今、指摘事項ご説明させていただきましたのが、この青で囲いました部分でございます。それで、この土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針ということ今回新たにご説明差し上げる項目でございます。

戻りまして18ページをご覧ください。こちらは先ほどご説明しました都市の課題、広域的な位置付け、目標、区域区分等を踏まえまして、土地利用の基本方針これを設定したものでございます。これも鳥取とその他と分けた形でまとめさせていただいております。土地利用の基本方針としまして、こちらは共通でございます、基本的な考え、エリア一体の考え方としております。

都市の目標を実現するため、長期的視点に立って都市的土地利用と自然的土地利用を明確にしまして自然と都市の共生を目指す、という方針、方向性ですので、ちょっとぼんやりした書きぶりというふうに思われるかもしれませんが、こういう方針というふうに考えております。

さらに、中心拠点や地域生活拠点における都市機能の集約を図る、こちらは先ほど概念図でご説明しました、拠点等を集約してそれらが一体になって発展させていくという考え方でございます。

さらに、構成につきましては、こちらは鳥取都市計画区域とその他と分けており

ます。これはなぜかと申しますと、何度ものご説明になって申し訳ないんですけども、こちらは市街化区域、市街化調整区域がある、区域区分があるということで、それを市街地にかかるもの、調整区域にかかるものというのをちょっと特筆すべきことという形で書いております。その他地域についてはそういう分けがございませんで、土地利用の個別の方針ということで、それぞれについて記載するようにしております。

それで、鳥取市につきましては、資料3の別添1の1をご覧くださいませただしでしょうか。具体的に書いておりますのは、13ページになります。個別の細かなご説明というのはちょっと時間かかりますので、構成を主にご説明させていただきたいと思うんですけども、まず、市街地につきましてはですけども、資料の13ページの3の(1)、1)は先ほどの基本方針です。2)が配置の方針で主要用途の配置の方針というものを書いております。これは、例えば官公庁が集中する業務地、商業地、工業地、住宅地等丸番号で割り振っておりますけれども、この主要用途について、どこの地区にどのように配置をしていくかというようなことを記載する構成としております。

それで、次のページの14ページをご覧くださいませますと、こちらはその主要用途の地区につきまして、建築物の密度の構成に関する方針ということで、用途ごとに建築物の密度の観点ということで、高密度で配置すべき地域、低密度で配置すべき地域というのを示しております。

さらに下の4)番、住宅建設の方針とか、5)番、特に配慮すべき問題を有する市街化地域の土地の方針、これは工場と住宅地が混在したりするような地域、これをどういうふうに対応していくかという考え方等を書いております。

それで、こういうところが主に市街化地域に関する記載でございまして、次の15ページでは市街化調整区域・土地利用の方針というのを書いております。例えば、既存集落の地域コミュニティの維持・活性化に向けた土地利用等々という形でございます。当然、その優良な農地の保全というのもしっかり謳わせていただきたいというふうに考えております。

構成としましては、大体このような形でこの土地利用の方針、基本方針等を書かせていただいております。ちょっと具体のご説明は、割愛させていただきますけれども、その他地域につきましては同じ土地利用の個別の方針ということで、個別地区にこういう考え方であるというのを記載させていただいておりますので、そちらをまたご覧いただければと思います。

資料に戻りますけれども、19ページでございます。

具体的な取り組み方針の記載例の代表的なものをご説明させていただきたいと思っております。

19ページで見ますと、都市の目標は市街地と農村部が調和した持続可能な都市づくりコンパクトプラスネットワークということに関しまして、鳥取都市計画区域

では主要用途の配置の方針としまして、例えば、鳥取駅南口・駅前から県庁に至る一体を中心商業地と位置付け機能強化をするというような記載、さらに、市街化調整区域の土地利用の方針では、地域コミュニティの維持・活性化に向けて必要に応じて住宅や日常利便施設などの必要な機能の立地を図って周辺の自然、営農環境との調和を図った地区を形成させていくというところでございます。

続きまして20ページでございます。こちらでも鳥取都市計画区域、市街化調整区域の土地利用の方針です。こちらは例えば邑美地区のような優良な農地につきましては保全に努めていこうというふうな記載をしております。

続きまして21ページでございます。目標の地域コミュニティの維持・活性化、コンパクトプラスネットワーク、こちらは鳥取都市計画区域以外の郡部の都市計画区域の目標でございますけれども、こちらに対しまして、例えば、気高、青谷の区域では土地利用の個別の方針としましてインターチェンジ周辺の整備・開発の検討について記載させていただいております。これは、具体的には鳥取西道路、浜村鹿野温泉インターチェンジというのが設置される予定です。これはまだ仮名ですけれども、ここに、これも仮称の気高道の駅が整備されるという計画がございます。

こういうのを活用していくべきじゃないかと、当然、農林業と調和を図りながら、という形で記載をさせていただいております。

続きまして22ページをご覧くださいませでしょうか。こちらは広域的視点での都市機能の強化という目標がございます。これにつきまして鳥取都市計画区域では主要用途の配置の方針としまして、千代水地区、こういう交通等の利便性の良い結節点という面を活かしまして流通業務地として機能強化を図る。さらに八頭中央都市計画区域、これは河原、八頭町のエリアになりますけれども、自動車専用道路のインターチェンジ周辺、具体的には布袋・山手工業団地の整備を促進していこうと、そういうふうな記載でございます。

続きまして23ページ、地域資源を活かした魅力づくりという目標に対してでございます。これは土地利用の個別方針、鳥取都市計画区域以外でございますので、個別方針になりますけれども、鹿野地区では城下地区の美しい町並みを保全して、観光の活性化を図るというような記載をしております。

さらには、24ページでございます。環境に配慮した都市づくり、これは良好な住宅をストックしていくということや安全・省エネルギーの観点での住宅の性能の強化を推進するというところでございます。全体的にわたることですね、先ほどの件。

それと、25ページは、防災減災都市づくりでございます。福部都市計画区域は、塩見川の流域になりますけれども、塩見川は過去に何度も氾濫しましてたん水しておるというエリアでございます。こういう地区につきましては、防災性の向上に取り組むなど住環境の保全を図る、具体的には河川整備も進めていきますけれども、ハザードマップ等による避難体制の確立というようなことも一体となって進めていくということが具体の場面では出てまいると思います。

以上が、具体的な土地利用の方針にかかる記載の主なものでございます。

それで、こちら資料としまして、資料3の(別添3)とA3横長の資料に、こちらに基本方針等まとめております。構成もまとめております。

それで、黒い太文字で書いた項目は、今、個別にご説明しました。パワーポイントでご説明しました内容を黒い太文字にしておりますので、こちらもまたご確認いただければと思います。

それで、最後になります。今後のスケジュール案でございます。

27ページご覧いただけますでしょうか。この日程の上から2つ目ですね、28年7月の今回、第2回の予備審議をいただきました後に、次回第3回の予備審議におきまして、残りの項目になります都市施設の整備に関する主な都市計画の決定の方針等々をご説明しまして、さらに本日ご説明しましたことに対するご指摘等まとめてご説明しました上でご審議いただきまして、そういうご審議の内容を踏まえましたものを持ちまして関係機関と協議、パブリックコメントを行った後に、できますれば年度内に本審議に諮らせていただきたいというふうに考えております。

以上、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

(谷本会長) ありがとうございます。

では、前回の引き続きということで、基本的には議論しづらいというか、個別の論点があつてそれに関してという話ではございませんで、都市計画区域として今後の10年ぐらいの長期的な流れの中で、今、何をしておくべきかとか、どういうことを持つておかないとゆくゆく困るのかということ、いろいろお気づきの点など皆さんご披露いただければということです。

それで、前回の宿題に関するご説明・回答に関してでも結構ですけども。一方で、今日は土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針ということで、土地利用というキーワードがありますけども、ただ、土地利用に縛られるとなかなか意見が出しづらいかなと思いますので、特に土地利用に限定せずに思ったことを言っていただければ、また次の予備審議ですね、その中でまた反映、事前にも反映できたりしますので、その辺は気兼ねなくご発言いただければと思います。

いかがでしょうか、お気づきの点、ちょっとこういうのが抜けているんじゃないかとか、こういう視点がなければいけないんじゃないかとか、これはちょっと内容としてどうなのかとか、そのようなご意見をいただければ幸いです。

どうでしょうか、言いづらいかと思いますが。私が聞いておきます。

防災の話ですけども、昨今というか、今日もそうですけども、すごい雨が降って土砂崩れになったりとか、川なんか鳥取はまだいいかなと思うんですけども、福部の方は大変ご苦労様されているのは存じ上げていますけども、県全般とか、東部全般からするとまだ、そう甚大な被害にあつたことはないと思うんです。けども、今後はいろいろ地球温暖化とか、昨今のゲリラ豪雨とかそういうのを踏まえると、可能性の話として、この辺はちょっとまずいんじゃないかというところがあつたり

もするのかなと思いますし、山間部では土砂崩れが来ると一発で人命が、という話もありますので。

今日ご説明いただいたのが、たまたまかもしれませんけども、塩見川ということで、実際被害が遭ったところですが、もう少し対策をしとかなきゃいけない箇所っていうのはあるように思うのですが、その辺もカバーされておりますでしょうか。

(井上室長) 実はちょっと、痛いところをご指摘いただいたということで、別添資料、資料3の別添3をご覧くださいませでしょうか。A4横長の。

一番下の防災減災・防犯都市づくりとございます。それで、鳥取都市計画区域の方は久松山系等の災害、これは土砂災害を中心とした記載になっていると思います。

一方、郡部の方、旧郡部の方はどちらかというと、これは防災という観点で広い言葉で使わせていただいておりますので、地震、水害等々ですね、含めた形で記載させていただいております。ちょっと片方ずつ記載したような形になっていきますので、こちらは全般にわたって記載するような形にさせていただきたいなというふうに思っています。

それでご指摘のとおりで、先般、千代川、直轄河川につきまして最大湛水エリアの公表がありました。想定される最大という形で。

それで、そうなるこの鳥取都市計画区域の多くのエリアが水没する程度の規模があります。そういう中で、こういう記載は必要だなというふうに考えております。会長のご指摘のとおりだと思います。

(谷本会長) では、今後、その記載をする方向ですね。

(井上室長) はい。

(谷本会長) 準備中ということ。

(井上室長) そうでございます。

(谷本会長) もう1つ気になったのは、「地域資源を活かした」のところですけども、今日も鹿野の話が出てきて、結構な話だなと思うのですけども。

広域的なポテンシャルを考えたときに、やっぱり観光っていうか、広域で物事を考えなければいけないっていうことであつたら、僕は、観光と防災、要するに観光客は県境とか市境、関係なく来ますから、災害も関係ないですね。あと、産業もそうですよね。基本的に、もう国も越えますから、その3つはやっぱり広域的なところもポイントなんだろうと思います。1つは、やっぱり外国人の観光客が増えてきているとかいうことを考えると、魅力そのものはいいんですけども、そこに魅力があることがわからないとか、やっぱりいろいろ情報を出していくとか、今この時代ですし、外国人特にスマートフォンがどうたらこうたら、あれがないとなかなかそういうところにそもそも行かないとかいう話もありますので、何かそういう、地域資源を活かした魅力づくりっていうのは、この話に乗るのかわかりませんが、情報インフラですかね、その辺の整備もあわせて言っておかないと、今までどおりとか、知る人ぞ知るというところに終わってしまうんじゃないか

などと思いますので、何か都市計画かどうかわかりませんが、そういう魅力づくりって言うふうに言われると、何かその辺のキーワードがなきゃいかんのかなと、別添3を見て思うんですけども。

(井上室長) ありがとうございます。それも会長のおっしゃるとおりだと思います。どこまでちょっと都市計画で書き込めるかというのがあるんですけども、実際、先般、広域観光周遊ルートで「縁の道山陰」が認定されてこれはおっしゃるようにインバウンドに対応したいろんな取り組みがやっていると、認定によって。

それで、さらに、過去に指定されております近畿エリア等含めた「美の道」というのもあって、ダブっているんですね、鳥取市が2つの観光周遊ルートに。そういうエリアでありますので、そういうインバウンド対応というのは実際の施策としては必要なものだと思います。

ただ、やはり都市計画区域マスタープランの方にどこまでそれを書き込めるかっていうのは、先ほど言われましたけど10年後を睨んだ方向性ですので、あまりその場その場のといいますか、ポイントの施策をどこまで書き込めるかというところがありますので、方向性としてそういうのを書き込めれば書き込んでいきたいなというふうに思います。はい。ありがとうございました。

(谷本会長) 都市機能とか、そういうことなのかもしれませんけどね。移住者を受け入れるときにITとか、要するに起業したい人ってやっぱりそういうツールを使っているところでやりとりして外とのつながりも持ちつつという方が結構いらっしゃると思うので、いずれにしてもそういうやっぱり情報インフラみたいな都市機能として魅力づくりの要素として必要なと思いますけども。といったような感じでもいいと思うんですが。

(井上室長) ちょっと今後検討させていただきたいんですけども、3回以降の予備審議でご説明します都市施設、そちらの方に、もし書き込めるところがありましたら検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

(谷本会長) ご自身の専門、お得意なところで結構です。いかがでしょうか。

(讃岐委員) 1つ。失礼いたします。先ほど説明を受けた中で、その土地の利用に関する都市計画決定の方針の中にも基本方針の下のところ、各都市計画区域の中の目標っていうものがあるわけですね。鳥取市都市計画区域でいくと、5つですか。鳥取市に限らず各ところにも目標が設定されているということになるのかと思うんですが、それが何か明確にわかるような表があればいいのかなと思うんですけども、それがまとめたのがこの資料3、別添3ということになるんですかね。

(井上室長) こちらは、実は別にまとめさせていただいておりますので、資料3の16ページ、前の方に表示させていただいております。こちらの表の下から2つ目の都市計画の目標ですね、こちらの方で、前段で取りまとめさせていただいております、それに対応した形という形で今回、ご説明させていただきました。

(讃岐委員) これは新たにこの度出てきた分ということなんですか。前回の第1回目の審議で

は、ここまでは出てこなかったんでしたっけ。

(井上室長) 前回、こちらの下の区域区分までご説明させていただきました。それで、こちらでも今回含めてのご審議という形をお願いしておりますので、こちらでも何かございましたらご意見いただけたらと思います。

(讃岐委員) なら、もう少し大きくした方がいいような感じがしたんですけど、皆さんどう思われるかはちょっとよくわからないですけども。

(谷本会長) それは目標のことですか。

(讃岐委員) そうです。その目標というものをもっと明確化した方がいいような感じがする。先ほど説明受ける中で17ページからの、都市計画の目標というのは一応上のところに出てきているじゃないですか。その各具体的に取る方針の下のところにも、もう少し何かこう位置付けをちゃんとわかるように。それが18ページだって言われるとそうかもしれません。

(井上室長) 今のお話はもう少し具体的なというか、細かな記載をということでございますでしょうか。

(讃岐委員) もう少し大きくしたらどうですかという話なんですけれども。

基本方針というものがあって、その次に目標というものが設定されて具体的な取り組みがこうですよという流れですよ。

(井上室長) そうですね。今回は順番としましては、この表のとおり区域区分まで目標を定めて、課題、位置付け、目標、区域区分を踏まえてさらに土地に関する基本方針を定めて、それぞれの取組を書いていくという構成にさせていただいております。

(谷本会長) ちょっと自信なく話すんですけども、こういうことかなと思うんですけども。

例えば、地域資源を活かした魅力づくりって、そりゃあこう書かれるとそれはいいことですねという話なので、大きくというか、ということよりは、例えば、戦略とか、方向性、どうやって魅力づくりをしていくのか、環境に配慮にしたって、これ昔から言われていることで、今さら何っていうところがないので、環境に配慮したってというのはどういう方向で環境に配慮を考えているのかと。それで、個別の取り組みががんがんとあるとか、そういうことですかね、そういうことですか。

(讃岐委員) ええ、まあ。

(谷本会長) すみません、私なりに勝手に。だから何となくそれはいいでしょうっていうものの下に個別のものがあるから、全体として、それはいいでしょうっていう話で議論がしようがなく、方向とか、戦略であればちょっと攻め方が違うんじゃないのとか、ずれているんじゃないのとか、そういう論点が出てくるんじゃないでしょうか、というご発言のように思って聞きましたけど。

(井上室長) はい。承知しました。ちょっとこちらの方で記載が足りているかどうか、そういうご意見に対して足りているかどうかということはあるんですけども、本書の方ですね、素案の本書の方でございます。例えば、資料3、別添1の1、先ほどご説明しました資料3、別添1の1（素案）鳥取都市計画区域、こちらの方で、この前

の方で示しています文章の順番で具体を記載しておりますけれども。この中で、例えば、目標の地域資源を活かした魅力づくりは7ページになります。資料3の別添1の1。それで、3)で地域資源を活かした魅力づくりということで、その方向性なり考え方を下の方に書いておりますけれども、これがもうちょっとつながるよなというか、強く方向性なり、戦略を書いていくというような理解でよろしゅうございませうでしょうか。

(谷本会長) そういうことでいいですかね。いいですか。いずれにせよ、うん、やっぱり何かいるとは思いますが、目標に対してどうやって攻めるかという。

ちょっとラジカルな話で、戦争とかでも勝つというのは目標に決まっているわけで、どうやって勝つということを実現しようとしているのかと。それで、今いきなりもう戦車を配備するとか、そういうことになっちゃっているんで、その前に攻め方を決めないと、ということだと思います。

ちょっと難しいかもしれませんが、でも。いろんな地域があって攻め方が違うと思いますので。だから、書ければそういうふうにした方がどういう方向で都市計画をこれまでと違ったものにしようとしているかは、そこで随分わかる、クリアになってくるんじゃないかということだと思います。可能であればちょっと考えてみてください。

(井上室長) 承知いたしました。

(谷本会長) 可能であればね。

(井上室長) はい。

(谷本会長) 他いかがでしょうか。資料もあっち行ったり、こっち行ったりしなきゃいけないとかなり議論が難しいんですけども。あと、基本的には、西部地域で、もういっぺん議論していて、それをベースに作っているんで、根本的なところはかなり潰して作っているのも事実ですので、根本的な議論があっては実はいけないのかもしれないんですけど。細かな点でも結構ですし。どうでしょうかね。なさそうですよね。

(井上室長) よろしいでしょうか。一度にこういう資料をご覧いただいて、ということなんで、また見返していただいたりしたときに、こういうようなところがということがあれば、どういう形でも結構ですので、事務局の方に連絡いただければと思います。ご意見をお待ちしておりますのでよろしくをお願いします。

(谷本会長) 予備審議はまだまだ実は続いて、今日でお終いでもありませんので、それで、実はまだ細かな土地利用ではない話もまた次回以降続くわけですので、無理に意見を言っていたとしてもあれでしょうしょうから。じゃ、今日はもうこの辺にしましょうかね。特になければ特にないということで、またこの資料を見ていただいて、次回まとめてでも結構ですので、ご披露いただければと思います。

はい。じゃ、勉強しておいていただくということで。ちなみに予備審議って、どれぐらい続くんですかね、次回が最後ぐらいになるんですか。

(井上室長) 今の予定では次回を最後というふうに考えております。

(谷本会長) 予備審議をもう1回やって、本審議がもう1回あるということですね。

(井上室長) そうです。

(谷本会長) ということですので、また改めて今日の議論ということではないかもしれませんが、ただ、さっきの宿題が結構重くて、戦略を考えると結構重くて大変な作業かと思いますので、それを含めて次回までにいろいろ検討していただくということにさせていただきますでしょうか。

そうしますと議案5～10はもう終わりましたので審議はもう終了ということになりますので、事務局に進行をお返ししたいと思います。よろしくをお願いします。

(川原係長) ありがとうございます。それでは、今後の予定について説明申し上げます。次回の第148回の都市計画審議会につきましては、おおむね9月の上旬～下旬ごろの開催を予定しております。後日、日程調整、議案内容に関するご連絡をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。ご多用中とは思いますがご出席いただきますようお願い申し上げます。

それではこれもちまして第147回都市計画審議会を終了いたします。ありがとうございました。